

警視庁白バイ訓練所運営規程

平成2年3月26日

訓令甲第5号

〔沿革〕 平成12年3月訓令甲第17号(い)改正

(目的)

第1条 この規程は、警視庁白バイ訓練所（以下「白バイ訓練所」という。）の適正な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 白バイ訓練所の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(業務)

第3条 白バイ訓練所は、適正な指導取締りと受傷事故防止に資するため、次の業務を行う。

- (1) 自動二輪車乗務員及び自動二輪車指導員の専科教養訓練
- (2) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊員並びに警察署白バイ乗務員の教養訓練
- (3) 自動二輪車技能検定及びこれに伴う教養訓練
- (4) その他交通執行課長が指定する教養訓練

(所長の責務)

第4条 白バイ訓練所の所長（以下「所長」という。）は、交通執行課長の命を受け、白バイ訓練所の事務を掌理し、その適正な運営を図るとともに施設の維持管理の責任を負うものとする。

(教養訓練計画等)

第5条 所長は、毎年3月末日までに、翌年度の教養訓練計画を策定し、交通執行課長に報告しなければならない。

(報告)

第 6 条 所長は、第 3 条に定める各教養訓練を実施したときは、その結果を速やかに交通執行課長に報告しなければならない。

(勤務制等)

第 7 条 白バイ訓練所の所員（以下「所員」という。）は、毎日制勤務とする。（い）
2 所員は、別に定めるところにより、宿日直勤務に服するものとする。

(所員の心得)

第 8 条 所員は、次の事項に留意し、勤務の適正を期するものとする。

- (1) 実務能力、指導力の向上と自己啓発に努めること。
- (2) 教養訓練要領等について常に調査研究を行い、効果的な教養訓練に努めること。

(事故発生の場合の措置)

第 9 条 所長は、教養訓練の実施に際し、事故が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その状況を交通執行課長に報告しなければならない。

(内規)

第 10 条 交通執行課長は、白バイ訓練所の運営に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。